

1 奨学生予約採用申込書の記入について

(1) 署名欄

- 申込日は、申込書を記入した年月日を記入してください。
- 本人氏名及び保護者氏名は、それぞれ自筆で記入してください。
- 生年月日、性別及び本人との続柄（父・母など）についても必ず記入してください。

(2) 同一生計者の欄

- 本人を含め生計を一にする方全員について記入してください。
 - ※ 生計を一にする方とは、同居・別居にかかわらず本人と生活費を同じくしている人です。
例えば、単身赴任者や仕送りのある親族等を含みます。
 - ※ 別居独立している兄弟等は記入しないでください。
- 就学者については、「在籍校」欄に具体的な学校名、学年を記入してください。
 - ※ 年齢は、申込日現在で記入してください。

2 所得に関する書類

- 保護者(同一生計の父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている方)について、その所得に関する書類（都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がいずれも分かる書類又は生活保護受給証明書）をそれぞれ添付してください。
 - ※ 提出していただく書類は、生活保護受給証明書を除きコピーで結構です。
- 所得に関する書類は、課税の有無や徴収の方法によって異なりますので、下の「所得に関する書類一覧」を参照してください。
 - ※ 令和6年度の市町村民税・県民税は令和5年の収入を基に算出されます。
- 税法上配偶者等の扶養となっている方は、扶養している方の所得に関する書類の記載で扶養されていることが確認できる場合に限り、所得に関する書類の添付を省略できます。（例：配偶者の課税証明書等の「配偶者控除」の欄に控除額に記載がある場合）
ただし、配偶者特別控除を受けている場合は、添付を省略することはできません。
- 里親の方は、児童相談所長が発行する児童委託証明書を提出することにより所得に関する書類とします。

所得に関する書類一覧

生活保護を受給していない場合 ※右の書類のいずれか (コピー可)	・令和6年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書 <会社員、公務員等の場合、毎年6月頃に勤務先から配付されます。> ・令和6年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書 <自営業者等の場合、毎年6月頃に市町村から送付されます。> ・令和6年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書 <市区町村の窓口で発行できます。>
生活保護を受給中の場合 (コピー不可)	・市町村長等が発行する生活保護受給証明書

- 令和6年中に家計が急変し、収入減少後の家計状況での審査を希望する場合は、上記の書類に加え、家計急変後の収入を証明する書類として以下のいずれかの書類をご提出ください。
 - ① 保護者の離職・解雇・廃業による家計急変の場合
雇用保険受給資格者証、離職票、解雇通告書、廃業届のいずれか(コピー)
 - ② 保護者の勤務先等の業績悪化による家計急変の場合
給与所得者：給与明細（3か月分以上）・賞与明細（令和6年分）のコピー
個人事業者：収入と経費が分かる書類（3か月分以上）

3 世帯全員の住民票

- 続柄の記載がある世帯全員の住民票（本籍・国籍、住民票コード及びマイナンバーの記載は不要）を申込書に添付して提出してください（コピー可）。
- 自宅外通学の場合、申込者及び保護者それぞれの世帯全員の住民票を提出してください。

申込書等提出先及び問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ 電話 045-210-8251（直通）